

「地方教育行政法」改訂に関わる要求書を 和泉市教育委員会に提出

2015年1月19日

和泉市長 辻 宏康 様
和泉市教育委員会
教育委員長 高橋 知子様

泉北教職員組合
執行委員長 井谷 武志

「地方教育行政法」改訂に関わる要求書

日頃は、私たちの要求書に真摯な回答をいただき、ありがとうございます。
さて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教行法」)が改訂され、4月より施行されます。この法律により、和泉市教育委員会の組織が変更され、また新たに市長部局を事務局とする「総合教育会議」が新設されます。これに関わり、下記の要求を提出しますので、市長・教育委員長連名にて文書で回答いただきますようお願いいたします。また、回答後に交渉の場を設定してください。

記

(1) 和泉市教育委員会と泉北教職員組合の間の確認事項や労使慣行について、今回の「地教行法」改訂による変更が無いことを確認してください。

(2) 平成26年7月17日の文部科学省初等中等教育局長通知(26文科初第490号)を、和泉市長・和泉市教育委員会も遵守されることを求めます。

教育委員会は引き続き協議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりはなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものであること。(P3の22行目)

地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないこと。(P8の10行目)

法第21条(現行法第23条)に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものであること。(P8の11行目)

総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないこと。(P11の4行目)

(3) 同通知では、教育委員会の審議に地域住民の民意を十分に反映させ、活性化させること及び教育委員会の透明化や、総合教育会議も含め、公開制の向上が求められています。法改正に伴う市教委規則の改定や総合教育会議規則の制定において、以下の点を求めます。

- 現市教委規則にある、傍聴制度や請願制度を廃止・縮小することなく、充実・拡張すること。
- 教育委員と市民との懇談会やタウンミーティングなどを開催し、幅広く市民の意見を聞くこと。
- 教育委員と泉北教職員組合役員の懇談の場を設定すること。

民主的な教育委員会 制度を守るために

『泉北教育』1989号
でお伝えしたように、和泉市教育委員会は、馬越かよ子前委員長の任期満了に伴う退任により、教職経験者のいない教育委員会になるうとしていきます。

さらに、「首長による教育行政への政治支配強化」を目的とし改悪された「地方教育行政法」の「新教育長」による教育委員会を4月から発足させ、「教育委員会制度改悪の尖兵」となる危険性もあります。

この状況を踏まえ、泉北教職員組合では左の要求書を市長と教育委員会に提出し、民主的な教育委員会制度の継続を求めるとともに、泉北教組と和泉市の教育委員との間の懇談の場を設定することを求めています。

第26回 青年フェスタ

2月14日(土)
~15日(日)
13:00~

箕面観光ホテル
記念講演:伊藤真さん

楽しい企画がいっぱい!
お申し込みはお早めに

泉北教組
Fax 0725-44-6570

泉北教組臨時大会 女性部臨時大会

泉北教組大会終了後 **青年部大会**

2月19日(木) 午後5時30分

和泉コミュニティセンター